

凡 例

欄外の黒丸数字は、次ページの説明文に該当しています。

裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き、明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるを得ないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない。(10)

・個々の国民の具体的、現実的な生活権は、社会的立法及び社会的施設の創造拡充に従って設定充実される。(10)

・国は、教育内容について決定する権能を有し、普通教育を受けさせる義務を負う。(4)
・憲法は、教育を受ける権利を保障するため、義務教育における授業料のほか、教科書の費用も無償であることを求めている。(2, 4, 11)

・普通教育とは、専門教育及び職業教育を含む学校教育を指す。(4)

・保護する子女に普通教育を受けさせる義務は、日本国憲法において、国民等の義務として明文で規定されていない。(1, 7)

・教育を受ける権利は、能力によって差別することは許されない。(4, 7)

・国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有するので、少年を少年院に送致した結果、高等学校教育を受ける機会を失わせることは、憲法の規定に反する。(11)

憲
法

24 第26条〔教育を受ける権利・義務教育〕

① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

○解説

・普通教育→専門教育を含まず、義務教育のことを指す。

□判例

・義務教育の無償とは、どこまでを無償の範囲とするのか。

→授業料を無償の対象としているので、教科書や学用品その他教育に必要な一切の費用まで含むわけではない(最大判昭和39年2月26日)。(2, 4, 11)

・国は教育内容を自由に決定できるか。

→国は、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような介入は別として国政の一部として教育政策を樹立、実施し、教育内容についても決定することができる(最大判昭和51年5月21日)。(11)

・少年を中等少年院に送致した結果、高等学校教育を受ける機会を失った場合、教育を受ける権利を侵害することになるか。

→少年を中等少年院に送致した結果、高等学校教育を受ける機会を失ったとしても、教育基本法3条1項、本条1項に反することにはならない(最決昭和32年4月5日)(11)

○出題例

・国は、国民の付託に基づき公教育を実施する権限を有するものであり、教育の内容についても、自由に決定する権能を有する。(11)

△参考

・1項「法律の定めるところにより」→教育基本法、学校教育法等

・2項「法律の定めるところにより」→学校教育法等

24 第43条〔両議院の組織〕

① 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

② 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

○出題例

・両議院の議員の定数は、日本国憲法上、法律で規定する必要がない。(1)

△参考

・「法律でこれを定める」→公職選挙法

24 第44条〔議員及び選挙人の資格〕

両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

7

1

2

3

4

5

5

8

6

2

① 「出題最終年度」

最後にこの条文から出題されたのは何年度かについて提示しています。

これを確認することにより、頻出だけれども近年出題されていない条文であるかどうかを押さえることが可能となります。

サンプルの「24」は平成24年度試験に出題されたことを意味します。

なお、この出題は、1つの肢でも出題されると出題実績としてここにその年度を掲載します。

② 「出題実績」

例でいいますと「1」は、この条文から5つの肢がすべて出題されたことが1回あることとなります。「7」は、過去7肢が出題されたことを意味します。「12」は、平成12年度試験で記述式として出題されたことを意味します。「24」は、平成24年度試験で多肢選択式として出題されたことを意味します。「×」は、過去の出題実績のない条文を意味します。

なお、過去とは、昭和62年度問題から平成24年度問題までを対象としています(商法及び会社法を除く。)

③ 「○解説」

過去の出題において、条文の意味について問われた場合などには、ここで解説していきます。

④ 「□判例」

過去出題された判例について、その争点及び判決要旨を掲載しています。また、例の「(2.4.11)」は平成2年度、4年度、

11年度の試験にこの判例から出題されたことを意味します。

なお、判例の解説の末尾に記載のある「最大判」「最判」「最大決」「最決」「東京地判」はその判決がなされた裁判所を表します。

- ・最大判：最高裁判所の大法廷の判決
- ・最判：最高裁判所の判決
- ・最大決：最高裁判所の大法廷の決定
- ・最決：最高裁判所の決定
- ・東京地判：東京地方裁判所の判決

例えば、「(最大判昭和39年2月26日)」とは、最高裁判所の大法廷での判決で、昭和39年2月26日に行われたものとなります。

⑤ 「○出題例」

ここでは、典型的な過去出題された法令問題を掲載しています。過去正しい選択肢しか出題されていない場合には、そのまま掲載し、出題のされ方を学んでいただき、誤った選択肢が出題されている場合には、例のように誤りの判断基準となる箇所×印の付いたアンダーラインを引き、どこが誤りなのか(すなわち、どこを引っかけてくるのか)を示しています。誤り箇所の正解は上記の条文から導けるようになっていきます。

なお、誤り箇所の正解を条文から導きにくいと思われる問題については適宜その下に解説を加えています。また、例の後に「(2.4.11)」とあると平成2年度、4年度、11年度の本試験に類似する選択肢が出題されたことを意味します。

なお、数字の後に「改」とあるのは、本試験の文言を学習の便宜上一部訂正し

たことを意味します。また、数字の後に「記」とあるのは記述式の出題を、「多」とあるのは多肢選択式の出題を意味します。

なお出題例は、昭和62年度から平成24年度まで出題された主なものを掲載しています。

⑥ 「△参考」

法律事項の掲載が学習上必要な場合や、参照条文などが必要な場合に使用されるものです。

例の場合ですと、憲法26条1項に規定する「法律の定めるところにより」という場合の法律とは「教育基本法、学校教育法等」のことを示すことを意味します。

⑦ 「多肢選択式・記述式対策」

現行の試験制度において導入されている多肢選択式・記述式対策のために、選択式・記述式で問われると思われる重要な言葉などについては、太字で表示することにより、正確な暗記をするように促すこととしています。

⑧ 「インデックス」

本試験において出題される頻度の高い、または、学習上参照する機会が多いと思われる法令、法理論、基礎法学に対しては、インデックスを付して検索の便宜を図りました。

※ 条文内容を簡潔に表示したものを見出しという。原典に見出しのあるものはそのとおり（ ）をもって再現した。しかし、原典にないものは編者においてつ

け、これは〔 〕をもって示した。

※ 項の表示は最近の法令には表示してあるのが通常である。原典に項の表示のあるものは、そのまま2、3をもって示し、原典にないものは②、③とした。

※ 本書は、平成25年10月1日現在公布されている法令で、平成26年4月1日までに施行される法令改正を収録している。